

○常総市企業立地促進条例施行規則

令和2年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市企業立地促進条例（令和2年常総市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第2条第1号の規則で定める事業)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、別表第1に掲げる事業とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が運営に関与していると認められる事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業を行うことを主たる目的とする事業その他市長が奨励金を交付することが適当でないと認める事業

(奨励金の申請手続)

第4条 条例第6条第1項の規定による申請は、常総市企業立地奨励金交付申請書兼雇用拡大奨励金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて条例第4条第3項の規定により企業立地奨励金の交付の対象となる期間における各年度の固定資産税の最終の納期限の日から30日を経過する日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、書類の一部を省略することができる。

(交付決定等の通知)

第5条 条例第6条第2項の規定による通知は、常総市企業立地奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）又は常総市雇用拡大奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(請求の手続)

第6条 交付決定者は、条例第6条第2項の規定による通知を受けた場合は、速やかに常総市企業立地奨励金交付請求書兼雇用拡大奨励金交付請求書（様式第

4号)により市長に奨励金を請求するものとする。

(変更の届出)

第7条 条例第7条の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式に変更の内容等を示す書類を添えて行うものとする。

(1) 交付決定者が条例第7条第1号に該当する場合 奨励金交付申請書記載事項変更届(様式第5号)

(2) 交付決定者が条例第7条第2号に該当する場合 操業休止(廃止)届(様式第6号)

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、条例第8条の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第9条 市長は、条例第8条の規定により既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるときは、奨励金返還請求書(様式第8号)により当該事業者に通知するものとする。

(承継の申請等)

第10条 交付決定者は、条例第10条の規定により交付決定者の地位を第三者に承継しようとするときは、地位の承継承認申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 承継した事実を証する書類

(2) 地位の承継を受けようとする者の未納のない証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を速やかに審査し、承認の可否を決定したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承継を承認したときは、交付決定者の地位を承継した者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

農業

製造業

情報通信業

運輸業又は郵便業

卸売業又は小売業

学術研究又は専門・技術サービス業

宿泊業又は飲食サービス業（バー，キャバレー，ナイトクラブを除く。）

別表第2（第4条関係）

添付書類

- | |
|--|
| <p>1 第1年度の申請のとき</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法人登記事項証明書(2) 会社概要その他の事業の概略を示す書類(3) 事業所の位置図及び配置図(4) 奨励金の交付の対象となる固定資産に係る次の書類の写し<ul style="list-style-type: none">ア 登記事項証明書イ 売買契約書その他の取得価格が分かる書類ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証(5) 常時雇用者に係る次の書類の写し<ul style="list-style-type: none">ア 住民票イ 雇用契約書ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書エ 転入常時雇用者がいる場合は、その者に係る戸籍の附票(6) 暴力団排除に関する誓約書(7) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類 <p>2 第2年度及び第3年度の申請のとき</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 常時雇用者に係る次の書類の写し<ul style="list-style-type: none">ア 住民票イ 雇用契約書ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(2) 前号に定めるもののほか市長が必要と認める書類 |
|--|

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

常総市長 殿

申請者 所在地

名称

代表者氏名



常総市企業立地奨励金交付申請書兼
雇用拡大奨励金交付申請書

常総市企業立地促進条例の規定による企業立地奨励金及び雇用拡大奨励金の交付を受けたいので、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により申請します。なお、同条例第4条第4項に規定する要件を調査することに同意します。

1 事業所

名 称	
所 在 地	

2 企業立地奨励金

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 第1年度	<input type="checkbox"/> 第2年度	<input type="checkbox"/> 第3年度
新設、増設の別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	
交 付 申 請 額	円		
操業開始年月日	年	月	日
申請日における 常時雇用者数	人		

3 雇用拡大奨励金

申 請 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
交 付 申 請 額	円 (新規常時雇用者数 人, 転入常時雇用者数 人)	

※雇用拡大奨励金は、第1年度のみ申請となります。

様式第2号（第5条関係）

常総第 号
年 月 日

様

常総市長



常総市企業立地奨励金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった企業立地奨励金について、常総市企業立地促進条例第6条第2項の規定により交付（不交付）を決定したので、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により通知します。

1 交付

事業所の名称			
事業所の所在地			
交付金額	円		
新設, 増設の別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	
申請区分	<input type="checkbox"/> 第1年度	<input type="checkbox"/> 第2年度	<input type="checkbox"/> 第3年度

2 不交付

(理由)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、常総市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、常総市を被告として（訴訟において常総市を代表する者は常総市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

殿

常総市長



常総市雇用拡大奨励金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった雇用拡大奨励金について、常総市企業立地促進条例第6条第2項の規定により交付（不交付）を決定したので、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により通知します。

1 交付

事業所の名称	
事業所の所在地	
交付金額	円

2 不交付

(理由)

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、常総市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、常総市を被告として（訴訟において常総市を代表する者は常総市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

常総市長 殿

申請者 所在地

名称

代表者氏名



常総市企業立地奨励金交付請求書兼
雇用拡大奨励金交付請求書

年 月 日付け常総第 号で交付決定のあった企業立地奨励金について、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	金 円
------	-----

金融機関名		支店名	
預金種類	普通 当座 総合 その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日付け常総第 号で交付決定のあった雇用拡大奨励金について、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	金 円
------	-----

※下記は、企業立地奨励金の振込先と異なる口座に振り込みを希望する場合に記載してください。

金融機関名		支店名	
預金種類	普通 当座 総合 その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

常総市長 殿

申請者 所在地

名称

代表者氏名



奨励金交付申請書記載事項変更届

企業立地奨励金

雇用拡大奨励金

に係る交付申請書の記載事項について、次のとおり変更が

あったので、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により届け出ます。

交付決定日等		年 月 日付け常総第 号
変更箇所	変更前	
	変更後	
変更事由		

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

常総市長 殿

申請者 所在地

名称

代表者氏名



操 業 休 止 （ 廃 止 ） 届

企業立地奨励金 雇用拡大奨励金 に係る事業所の操業を 休止 廃止 したので、常総市企業立地促進

進条例施行規則の規定により届け出ます。

交付決定日等	年 月 日付け常総第 号
休止の年月日	年 月 日から 年 月 日まで
廃止の年月日	年 月 日
休止（廃止）理由	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

様

常総市長



奨励金交付決定取消通知書

常総市企業立地促進条例第8条の規定により 企業立地奨励金 雇用拡大奨励金 の交付の決定
を取り消したので、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により通知します。

交付決定日等	年 月 日付け常総第 号
取消しの理由	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、常総市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、常総市を被告として（訴訟において常総市を代表する者は常総市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

様

常総市長



奨励金返還請求書

常総市企業立地促進条例第8条の規定により 企業立地奨励金 の交付の決定
雇用拡大奨励金
を取り消したので、次のとおり返還を命ずる。

交付決定日等	年 月 日付け常総第 号
交付決定取消年月日	年 月 日
既交付金額	
返還金額	
返還の期限	年 月 日

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

常総市長 殿

申請者 （交付決定者）

所在地

名称

代表者氏名



地位の承継承認申請書

常総市企業立地促進条例第10条の規定による 企業立地奨励金 雇用拡大奨励金 に係る交付決定者の地位の承継をしたいので、常総市企業立地促進条例施行規則の規定により次のとおり申請します。

承継を受けようとする者	所在地	
	名 称	
	代表者	
交付決定日等	年 月 日付け常総第 号	
申請の理由		
事業所の名称	承継前	
	承継後	
添付書類		